

## 答申第24号

### 第1 審査会の結論

異議申立人からの公文書公開請求に対し、草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、平成26年4月4日付け草育第〇〇〇〇号により、不存在を理由として行った公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」といいます。）は、妥当であると判断します。

### 第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、実施機関に対し、平成26年3月28日付けで、草加市情報公開条例（以下「本条例」といいます。）第6条第1項に基づき、「平成26年度保育園入園案内の伺い並びに平成25年度からの変更点および変更理由に関する書類 すなわち、①『草育第〇〇〇〇号』（平成25年11月20日付）の全て ②草加市子ども未来部保育課の『平成26年度入園受付について』（平成25年11月11日付）の全て さらに、②に記載の『通勤時間が実態と異なるケースが多い』ことを把握した統計資料および（通勤時間が実態と異なる申請をした世帯は、保育園入園案内によると、虚偽の内容があった場合退園となるのだから、多くの世帯に退園勧告を行ったはずで、退園勧告に関して、保育課内部で検討したはずであるから）虚偽申請があったことによる、退園勧告に関する資料」の公開請求（以下「本件公開請求」といいます。）を行いました。
- 2 本件公開請求について、実施機関は、異議申立人に対し、①「草育第〇〇〇〇号」（平成25年11月20日付）の全て、及び②草加市子ども未来部保育課の「平成26年度入園受付について」（平成25年11月11日付）の全てについては、平成26年4月4日付け草育第〇〇〇〇号で全部公開決定を行いました。  
また、それ以外の請求については、平成26年4月4日付け草育第44-2号で本件非公開決定を行い、異議申立人にそれぞれ通知しました。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、不存在の理由として、「通勤時間が実態と異なるケースが多い」ことを把握した統計資料の請求に対しては、過去における入園選考時の課題であり、通常業務の中で把握されたものであることから、統計資料は存在しないとしました。  
また、虚偽申請があったことによる、退園勧告に関する資料の請求に対しては、入園申込において、虚偽の内容があった場合退園となるが、通勤時間の記入については、記載者により捉え方の相違などもあり、それが虚偽とまでは断定できないため、虚偽申請による退園勧告とすることもできないことから、資料は存在しないとしました。

- 4 異議申立人により、実施機関に対し、平成26年4月9日に本件非公開決定を不服として、その取消し、存在するはずの資料の公開及び決定理由の変更を求める異議申立書が提出され、平成26年4月22日付けで当審査会に諮問されました。

### 第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、次のとおりです。

平成25年度の保育園入園案内においては、保育園の入園優先順位を決定する点数表において、「通勤時間が1時間以上である場合」には点数が1点加点されるという項目がありましたが、平成26年度には、この項目は削除され、同一点数の場合の優先順位の決定に加味されることとなりました。平成26年度の保育園入園に当たっては、同点者が多く存在し、1点加点されるかが非常に大きな意味を持ち、これによって入園の決定または保留が左右されたと考えられます。保育園入園が保留になることにより、子どもを預けられない世帯は、母親が仕事を辞めなければならない状況が発生する可能性があり、人生が左右される極めて重要な変更であることから、その変更は合理的なものでなければなりません。したがって、変更理由とされている「通勤時間が実態と異なるケースが多い」ことを把握した統計資料が存在するはずですから、その公開を求めます。

また、公文書非公開決定通知書及び理由説明書には、「公開しない理由」(不存在)として、「通勤時間の記入については、記載者の捉え方の相違などもあり、それが虚偽とまでは断定できないため、虚偽申請による退園勧告とすることもできないことから、資料は存在しない。」と記載されています。

ところが、保育課の職員からは、通勤時間が実態と異なるケースがあった場合は調整指数点数加算を行わなかったとの説明を受けました。したがって、保育課は、通勤時間の記載が虚偽の申請であるか否かを判断して、調整指数点数加算を行うか否かを判断していたはずで、「公開しない理由」(不存在)にあるように「虚偽とまでは断定できない」のであるなら、調整指数点数加算を行わないという判断はできなかつたはずであり、「公開しない理由」(不存在)と保育課の職員の説明は、完全に相違することになります。すなわち、保育課は、(申請書に通勤経路が記載されていることから)通勤時間についての実態を把握し、客観的評価が行えたからこそ、調整指数点数加算を行わなかつたのであり、そのように実態と異なる通勤時間が記載された申請は虚偽申請になるはずで、入園案内によると、提出された書類に虚偽の内容があった場合は退園となるとされていますから、草加市は虚偽申請があったことによる退園勧告を行なつたはずで、したがって、虚偽申請があったことによる退園勧告に関する資料の公開を求めます。

なお、異議申立書の「4 異議申立ての趣旨」第2文に記載した、「または、2記載の公開しない理由の変更を求める。」という部分については、取り下げます。

#### 第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、公文書非公開決定通知書、理由説明書及び口頭理由説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

異議申立人から平成26年3月10日付けで受けた公文書公開請求により公開した「平成26年度入園受付について（入園受付に当たり、内部で検討した際の記録）」に記載されている、「通勤時間が実態と異なるケースが多い」ことを把握した統計資料については、過去における入園選考時の課題で、通常業務の中で把握されたものであり、統計を取った事実がないことから統計資料は存在せず、非公開（不存在）としたものです。また、入園申込において、虚偽の内容があった場合退園となりますが、通勤時間の記入については、記載者の捉え方の相違などもあり、それが虚偽とまでは断定できないため、虚偽申請による退園勧告とする処分もできないことから、資料（関係資料）が存在せず、非公開（不存在）としたものです。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする。」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、草加市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する手段として「公文書公開請求権」を具体的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するに当たって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障することを基本として審査することとします。

##### 2 「通勤時間が実態と異なるケースが多い」ことを把握した統計資料の存在について

異議申立人が「通勤時間が実態と異なるケースが多い」ことを把握した統計資料は存在するはずであると主張しているのに対し、実施機関は存在

しないと主張しています。そこで、統計資料の存否について判断します。

本件非公開決定の「公開しない理由」欄によれば、「『通勤時間が実態と異なるケースが多い』ことについては、過去における入園選考時の課題であり、通常業務の中で把握されたものであることから、統計資料は存在しない。」とされています。ここでいう「通常業務の中で把握された」という点につき、実施機関に口頭理由説明を求めたところ、保育園入園選考事務において、保育園入園申込書類（稼働証明書、家庭調査票等）を確認する担当者の中で、社会通念上想定される通勤時間と異なる記載が多いという感想を持った者が多くいたことを根拠としており、それについての打ち合わせ記録や統計資料は作成していないとのことでした。保育園入園選考事務が、1000件に上る申込を、4名の職員で、2週間という短期間で処理しなければならないことからすると、打ち合わせ記録や統計資料を作成することは困難であるという実施機関の主張は、一応の合理性を持つと考えられます、

また、平成26年7月23日、当審査会が審査会事務局に子ども未来部保育課の保有文書の調査を行わせたところ、通勤時間の実態に関する打ち合わせ記録や統計資料に該当する公文書は存在しないことを確認しました。

したがって、「通勤時間が実態と異なるケースが多い」ことを把握した統計資料の不存在を理由とする本件非公開決定は、妥当であると判断します。

### 3 虚偽申請があったことによる退園勧告に関する資料の存在について

「平成26年度 保育園入園案内」の「●お申込みされる方へ●」には、「提出された書類に、虚偽の内容があった場合は、入園できません。なお、入園後に虚偽の内容があったことが分かった場合も退園となります。」と記載されています。ここでいう「退園」とは、草加市保育の実施に関する条例施行規則第8条が定める「保育の実施解除」であると考えられます。そのため、異議申立人が公開を請求している「退園勧告に関する資料」とは、「保育の実施解除」に関する資料であるということになります。

実施機関の口頭理由説明によれば、過去に保育の実施解除をなしたことはあるが、通勤時間が実態と異なることを理由として保育の実施解除をなした例はないとのことでした。

また、平成26年7月23日、当審査会が審査会事務局に子ども未来部保育課の保有文書の調査を行わせたところ、通勤時間が実態と異なることを理由とした保育の実施解除に関する公文書は存在しないことを確認しました。

したがって、異議申立人が公開を請求している「虚偽申請があったことによる退園勧告に関する資料」の不存在を理由とする本件非公開決定は、妥当であると判断します。

## 第6 付言

当審査会の判断は以上のとおりですが、実施機関の文書管理体制について付言します。

国においては、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする「公文書等の管理に関する法律」（以下「公文書管理法」といいます。）が制定・施行されています。そして、同法の第34条は、地方公共団体に対しても、同法の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう務める義務を課しています。

公文書管理法が全面施行されてから3年以上が経過しており、草加市においても「市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため」（本条例第1条）には、文書を適正に管理する必要があります。

また、公文書管理法第4条柱書は「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と定めていますが、この考え方は草加市においても妥当すると考えられます。

本件公開請求は、その内実においては、平成25年度入園案内において通勤時間が片道1時間以上ある場合に調整指数を1点加算していた制度が、同26年度には廃止され、父母の通勤時間が長い世帯については「同一指数世帯の優先順位」の③とされたという、制度変更の理由の説明を求めるものであると評価できます。

異議申立人が主張するように、保育園への入園に係る基準の変更は、父母等の職業生活に多大な影響を与えると考えられることからすると、当該変更を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成する必要があるといえます。

実施機関においては、平成23年度から同24年度にかけて行った保育園の入園に係る基準の変更時には作成していなかった公文書を、平成25年度から同26年度にかけて行った保育園の入園に係る基準の変更時には作成しているなど、その文書管理に関する取り組みは一定の改善がなされているといえます。しかしながら、本件公開請求により明らかになったように、「通勤時間が実態と異なるケースが多い」ことを基礎づける公文書が作成されていないなど、その文書管理にはなお改善の余地があると考えられます。

以上から、本条例第1条の目的を達成する上で必要な公文書が確実に作成されるような体制を整備するよう、実施機関に求めます。

## 第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

平成26年 4月22日 草加市長（以下「諮問実施機関」といいます。）から諮問を受けました。

4月24日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めま

- した。
- 5月 9日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 5月23日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。また、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 6月 5日 異議申立人から意見書及び口頭意見陳述申立書が提出されました。
- 6月 5日 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 6月17日 審査
- 6月18日 諮問実施機関に対し、口頭理由説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。  
異議申立人に対し、口頭意見陳述の日時を指定しました。
- 7月 4日 審査、異議申立人から口頭意見陳述、諮問実施機関から口頭説明の聴取
- 7月17日 審査
- 7月17日 諮問事案に係る公文書及び関係資料の調査・提出を求めました。
- 7月23日 諮問実施機関に対して請求文書の存否確認の調査を行いました。
- 7月30日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 7月30日 審査  
事務局調査（請求文書の存否確認の調査）結果報告
- 9月 4日 審査

平成26年9月4日

草加市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 右 崎 正 博  
委員 早 川 和 宏  
委員 川 上 愛